

江東ブランド認定審査基準

31江地経第411号

令和元年6月5日

(目的)

第1条 この基準は、江東ブランド推進事業実施要領（平成26年5月16日26江地経第300号。以下「実施要領」という。）第5条第2項の規定に基づき、同項の規定による審査委員会の審査について、適正を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、実施要領において使用する用語の例による。

(審査の方法)

第3条 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表第一左欄に掲げるものについて、同表右欄に掲げる配点に従い採点することにより、審査を行うものとする。

(第一次審査)

第4条 審査委員会は、審査を行った申請のうち、各委員の採点結果を合算した結果、別表第二の第一次審査の項に掲げる基準点を超えるものに係り、更に調査を要する事項を区長に対して提示する。

2 区長は、前項の規定により審査委員会から提示された事項について、遅滞なく調査を行い、審査委員会に対し、調査結果の情報提供を行うものとする。

(第二次審査)

第5条 審査委員会は、前条第2項の規定に基づき提供を受けた調査結果を踏まえ、第3条に規定された方法により審査を行い、当該審査を行った申請のうち、各委員の採点結果の合算が別表第二の第二次審査の項に掲げる基準点を満たし、かつ別表第一の項目1に係る各委員の採点が概ね20点を超えるものについて、認定することが妥当なものとして、区長に対して提示する。

別表第一（第3条関係）

評価項目	配点
1 製品の魅力・可能性、技術の高さ	5、10、15、20又は25点
2 製品又は技術の販売又は受注の実績、受賞の実績、特許の取得状況等	2、4、6、8又は10点
3 理念、環境や安全性への配慮、地域貢献への取り組みその他の企業の方針	2、4、6、8又は10点

4 新製品又は新サービスの提供、新技術の開発、事業の承継その他の事業の新陳代謝に関する取り組み	4、8、12、16又は20点
5 江東ブランド推進事業への応募の理由、活動への意欲等	3、6、9、12又は15点

別表第二（第4条関係）

審査の別	基準点
第一次審査	80に審査に参加した委員の数を乗じて得た数に0.5を乗じて得た点数
第二次審査	80に審査に参加した委員の数を乗じて得た数に0.7を乗じて得た点数